

奈良県立自然公園条例施行規則第14条

第27項 屋根、壁面、塀、橋、鉄塔、送水管その他これらに類するものの色彩の変更

基準引用関係整理表	
本文	その周辺の風致と著しく不調和である色彩に変更するものでないこと
ただし書	特殊な用途の物の色彩の変更については、この限りでない。